

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会（第120回）議事録

令和5年7月25日（火）
10時00分～12時30分
WEB会議

[出席者]

(委員) 浜田委員、島田委員、石黒委員、是川委員、近藤委員、仙田委員、戸田委員、
永田委員、長山委員、西村委員、根岸委員、松岡委員、毛受委員、四ツ谷委員
(計14名)

(文化庁) 圓入国語課長、小林日本語教育推進室長、伊藤国語課長補佐、増田日本語教育調査官、
松井日本語教育調査官、ほか関係官

[配布資料]

- 資料1 第119回日本語教育小委員会議事録（案）
- 資料2 認定日本語教育機関に関する省令等の案について
- 資料3 認定日本語教育機関の認定基準等の検討に関するワーキンググループ（第2回）主な御意見
- 資料4 登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関に関する省令等の案について
- 資料5 登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録手続き等の検討に関するワーキンググループ（第2回）主な御意見
- 資料6 登録日本語教員に係る経過措置の検討のための民間試験の公募結果について
- 資料7 令和4年度日本語教育実態調査の結果について

[参考資料]

- 参考資料1 日本語教育小委員会（23期）における審議内容について
- 参考資料2 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（条文）
- 参考資料3 日本語教育の質の維持向上の仕組みについて（報告）

[経過概要]

- 1 事務局から定足数を充たしていることと配布資料の確認があった。
- 2 事務局から配布資料2～7について説明があり、意見交換を行った。
- 3 資料説明等の内容は以下のとおりである。

○浜田主査

定刻となりましたので、ただいまより第120回日本語教育小委員会を開会いたします。

本日は御多用のところ、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。前回に引き続き、オンラインでのウェブ会議開催となります。傍聴の方々もオンラインでこの会議を御覧になっていきますので、御承知おきください。

議事に入ります前に、定足数と配布資料の確認をいたします。事務局からお願いいたします。

○増田日本語教育調査官

本日、委員総数16名に対し14名に御出席いただいております。したがいまして、会議開催に必要な過半数を超えており、定足数を満たしておりますことを御報告いたします。

なお、浜田主査は用務の御都合上、10時半から30分ほど中座なさいます。その間の進行は、副主査の島田委員に務めていただくこととなります。

次に配布資料ですが、資料7点、参考資料3点、配布資料1の「前回議事録（案）」を除きまして、いずれも文化庁ホームページに掲載しております。

○浜田主査

ありがとうございます。本務の都合で御迷惑をおかけいたしますが、お許してください。

それでは、まず配布資料1の「前回の議事録（案）」についてです。委員の先生方におかれましては、議事録（案）を御確認いただき、修正がございましたら、1週間後の7月5日水曜日までに事務局まで提出をお願いいたします。なお、最終的な議事録の確認については、私、主査に御一任いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、議事に入ります。日本語教育小委員会の下に設置されているワーキンググループの一つであります、認定日本語教育機関の認定基準等の検討に関するワーキンググループの検討状況について、事務局より御報告をお願いいたします。

○小林日本語教育推進室長

事務局より資料2「認定日本語教育機関に関する省令等の案について」と資料3「認定日本語教育機関の認定基準等の検討に関するワーキンググループ(第2回)主な御意見」につきまして、御説明いたします。

認定日本語教育機関の認定基準等の検討に関するワーキンググループでございますが、先週の金曜日に第2回目を開催いたしました。認定日本語教育機関に関する省令等の案について、1回目のワーキンググループ、そして1回目の日本語教育小委員会の際には、省令等の骨子ということでお示しさせていただきましたが、2回目は省令等の案の形で御審議をいただいたところです。

こちらの資料ですが、1回目のワーキンググループや日本語教育小委員会の際にお示した資料から、省令等へ書き込む具体的なものや、また日本語教育小委員会等で出ました意見等を赤字で追記させていただいておりますので、その赤字の部分を中心に御説明させていただければと思っております。

それでは、資料の6ページを御覧ください。今回の認定日本語教育機関の対象としては、留学と生活・就労という三つの類型がありますが、留学と生活・就労類型では、少し規定のかけ方も変わってくるということで、前回までは、留学も生活・就労も一緒に記載をしていたのですが、例えば生活や就労ですと、どこがかかってくるのかが分かりにくいという御意見がございましたので、資料上も、留学と生活・就労で分けて記載させていただいております。

今御覧いただいているものは、留学に関する認定基準の部分でございます。まず、教員及び職員の体制についてです。

校長や本務等教員を置くというところでございますが、まず校長の考え方としては、機関の責任者として機関の業務をつかさどるものであり、その機関によって、学長であったり機関長であったりすると思っておりますけれども、呼称は問いませんと。主な要件としましては、その機関の運営に関して必要な見識がある、そして教育に関する業務の経験を原則5年以上有する、そして社会的信望を有するという三つの要件を求めたいと考えているところです。

三つ目の丸ですが、(仮称)となっておりますが、本務等教員数について、課程の収容定員で40人に1人以上としておりますが、「ただし」ということで、小規模な大学等が認定を受ける場合であって、当該大学等の日本語教育課程以外の教員が、その日本語教育課程の運営について

責任を担うような場合であれば、収容定員40人以下の際の最低数を1人とするという特例を新たに規定しております。

本務等教員の二つ目の米に本務等教員の定義を書いておりますが、赤字で具体的にどのような教員が本務等教員に当たるかについては、勤務時間数や給与、社会保険加入の有無、授業担当時間数、業務内容等によって総合的に判断をしております。

二つ目の米ですが、責任を担うという意味で、よく法令等で使われる用語でございますが、実際に指すものとしては、教育課程の上の責任者であるということまでではなく、教育の課程の編成を担うような形、資料では「課程の編成会議に参加するなど」と書いてありますが、そのような意味付けであるということに注意書きとして入れております。

三つ目の米ですが、教員及び本務等教員の数について、運営の中で例えば1年課程、2年課程など課程を増加させることもあると思いますが、こうした場合、各課程の収容定員数に応じて増加をするということでもあります。

次のページの二つ目の丸ですが、主任教員であります。本務等教員の中から主任教員を置くということでもございまして、呼称は機関ごとに定めていただければと思いますが、二つ目の米、主な要件として三つ要件がございまして、教育課程の編成や他の教員の指導に必要な知識・技能があることと、本務等教員として3年以上の経験があり、社会的信望を有するという要件として求めています。

このページの一番下に、今後、各機関でしっかり研修を実施していただきたいとありますが、その研修内容には、機関内外での研修や、内部でのOJTなども含むとしています。

8ページです。施設及び設備について、校地や校舎につきましては、経営の安定性ということも考えまして、自己所有かつ負担付きでないというのが原則であります。以下のいずれかに相当する場合にはその例外としています。

二つ目の○の米として、四つの場合のいずれかということで、実際に例えば国や自治体の土地、持ち物であったり、賃借権が20年以上の長期にわたるもの、そして④にございますが、設置者が国や自治体等、公のものであったり、教育機関を10年以上運営しているという実績があるといった場合などが、この例外要件として当てはまると考えております。

三つ目の丸の校舎面積と校舎についてです。校舎を幾つか設置されていることがあると思いますが、各校舎間の距離につきましては、おおむね800メートル以内、歩いて10分ということで、こうした離れ方をすれば一つの機関としてみなせませすということです。

9ページです。日本語教育課程の部分ですが、課程ごとに留学の目的は違うと思いますので、各課程の目指す留学の目的に沿った日本語能力を習得させることを目的とするということです。

二つ目の丸です。修業機関は原則1年以上ですが、以下のいずれにも該当するものにつきましては、6か月以上も可とするということで四つの要件がございまして、

一つ目は、その課程以外に、他にB2以上かつ修業期間1年以上の課程を置いている機関が設置するものであること。二つ目は、その到達目標としてB2以上を目標としていること。三つ目が、授業時数が6か月で380単位時間以上であり、卒業要件としてその単位時間以上の授業科目の履修を要件としていること。四つ目は、適切に在留管理ができること、そうしたものが要件になります。

五つ目の丸です。授業時数は1年にわたり760単位時間以上ということですが、ただし書で、その認定機関が大学や専門学校である場合に、以下のいずれにも該当するような日本語教育課程以外の科目を履修させることで、760単位時間から160単位時間を上限にその時間数を減ずることができるということで三つの要件がございまして、

一つ目、その後の学習に効果的であり日本語の言語運用能力の涵養につながる内容の科目の履修ということで、アカデミック・ジャパニーズの習得等としておりますが、そうした科目の内容であること。二つ目は、認定機関内においてその160単位時間分が、日本語教育課程との体系

性を考慮して実施されること。三つ目は、その減じている部分の160単位時間分も、登録日本語教員が補助者として生徒の指導に当たることを要件と考えております。

次のページの二つ目の丸でございます。課程ごとに到達目標があると思いますが、生徒のレベルに応じて、当該生徒が在籍する課程が目標とする能力以上の習得に向けた指導をすることが可能であるということ念のため書いています。

三つ目の丸ですが、課程の修了の要件としては、760単位時間×修業期間の年数以上ということ考えています。

四つ目ですが、授業のやり方について、留学の場合は、原則は対面の授業となるのですが、米の一つ目、臨時的な措置として考えられる場合で、例えば災害であるとか、感染症が拡大したような場合、対面による授業は困難でありますので、対面に相当する遠隔授業をすることは妨げられませんということ。米の二つ目ですが、対面授業にゲストスピーカーなどと呼ばれることもありますが、そうしたことに関しては妨げられませんということを記載しております。

一番下の丸ですが、収容定員数につきましては、以下に定める要件を満たしているということで、米の一つ目、今後新しく新規に設立される機関は当初100人以下で、以下隔年ごとに1.5倍まで増加可であると。その要件は括弧書きの中でございます。もう一つ、米の二つ目ですが、現行機関につきましては現有のもの、また一定の確認を経た大学については、実績を踏まえた収容定員数をお認めするというを考えております。

次のページの一つ目の丸ですが、原則として機関が設置する留学課程の全体の収容定員数を超えて生徒を受け入れない、これが原則ですが、その課程全体の収容定員数については、1年間過程、2年課程などを設置した場合の、その人数の動き方として、このような運用が可能であるということ米の中で書いております。

次のページ、学習及び生活上の支援体制ということで、母語支援の必要な体制の在り方や生活指導の担当者の在り方につきまして、米で注意書きを書いております。

以上が留学に関しての認定基準になりまして、ここから次のページ以降は就労・生活の課程の基準になります。赤字がたくさんございますが、留学に関しての認定基準と一致する内容は割愛させていただきます。16ページを御覧ください。

就労・生活の場合は、留学の場合と違いまして、生徒の通い方であるとか、授業の実施方法も恐らく様々な形態が考えられるということで、以下の要件を満たして、他者と連携して授業を行うような場合につきましては、授業について校舎以外の場所で恒常的に実施可能であるということで要件を設けております。

三つ要件がございますが、一つ目は、まずその場所は教室の要件を満たしていただきたいということ。二つ目は、連携する他者と機関の設置者との間で協定等を締結していただきたいということで、事故対応等とございますが、その他、例えば教育課程をどう実施するかや、点検評価や情報公表などをどのように記載するかなどを含んだ協定を締結していただきたいというものです。三つ目は、こうした校舎以外の場所で、さらに遠隔授業を行うということも考えられますので、こうした場合にもその場所には指導補助者を配置していただきたいということを要件としています。

次のページですが、五つ目の丸に二つ米がございます。就労や生活の場合、事業者や地方公共団体等と連携をしていたいただきたいということは申ししているところですが、例えば学習課程をどう組むか、学習計画をどう組むかについて、連携先の学習ニーズを踏まえたものを設定していくことも十分考えられますということ記載させていただいております。

次のページの二つ目の丸ですが、就労・生活の場合は、遠隔授業が4分の3まで可能ですがということですが、その遠隔授業の在り方としては、同時双方向型ということでありまして。同時双方向型ですので、同時時間帯に授業を行い、先生と生徒がやり取りできるような形態を想定していただければと思います。

三つ目の収容定員数のところは留学と同じ考え方であります。

次も留学と同じであります。

以上が認定基準に関する部分でございまして、その他、今回の法律では、認定された機関は、情報公表、自己点検評価、そして定期報告が義務付けられております。こちらは生活・就労も留学も同じ義務がかかってくるわけですが、その中で、前回の資料で、入学者の募集等、支援を行う者に支払った仲介手数料に関しまして、情報公表の中に入れておりましたが、そこからは落とし、次のページの自己点検評価の中の「財務に関すること」の中に、仲介手数料の関係を入れていきたいと思っております、自ら適切なものとなっているかということ振り返っていただきたいと考えております。

省令上の規定はこのように列挙するという形になるのですが、実際にどのような形で自己点検評価を行っていただくか、具体的にどこまで行うかといったことにつきましては、今後、今年の後半で、例えば施行通知、実施のマニュアルや手引きのようなものを作成していく中で考えていきたいと思っております、引き続きこの小委員会でも御議論をいただきたいと思っております。

最後の23ページでございます。法施行後は認定日本語教育機関で日本語教育課程を担当することができる方というのは、登録日本語教員であるのですが、経過措置期間中は現職日本語教員に当たる方は、登録日本語教員でなくても構わないという経過措置がございます。こちらは、その現職日本語教員の方の範囲について示しております。赤字で書いてありますが、こちらは現行の法務省の告示機関の告示基準をそのまま持ってきたもので、学士要件が告示校基準で入っているところ、前回の規定では、そこが抜けていましたので、告示校基準の規定と合わせたという意味で、ここの規定で入る方たちの範囲は変わっていないところであります。

以上が資料2の御説明でございます。

次に資料3を御覧ください。こちらにつきましては、先日行われましたワーキンググループの際に出た御意見をまとめているものです。幾つか御紹介いたします。

まず、教員及び職員の体制に関することということで、ここでは、最初に「校長」という言葉が全体にそぐわない感じがするということが一つございました。また留学のところ、校長や主任要件の具体的な要件で、例えば主任要件の二つ目の丸に、「他の教員の指導に必要な知識・技能」とありますが、新しい教育理念のようなものについては、そもそも読み込めるのか、という御意見がございました。

また三つ目ですが、研修も機関外などいろいろなところでやっていかないといけないということで、OJT以外に研修を実施することを明確に求めていくべきだという御意見がありました。

施設・設備のところでございますが、就労・生活の関係で、例えば校舎以外の場所で授業を行う場合に、先ほどの協定でありますけれども、例えば公民館など一般公開の施設を利用することもあるので、協定を結ぶことがなかなかやりにくいという御意見がございました。また、校舎以外の場所で遠隔授業を行う場合の補助者は要るだろうかという御意見もございました。

教育課程に関することでございますが、留学の部分について、語学学習という特性もあり、例えばレベル判定を踏まえて、課程の途中から編入する、又は早期に進学するというところもあるので、そうした中途に学習をやめるような場合に、中途退学が不利にならない扱いにするべきではないかという御意見がございました。

また、このページの四つ目でございますが、五つの言語活動を行ってくださいと書いてありますが、それが科目ごとであるのか、課程全体であるのか、その辺の分け方を明確にしたいということがございました。

今のページの四つ目の丸でございますが、大学等のところで160単位時間まで日本語教育の関係の授業を減ざることができることについて、特に補助者の部分は、生徒のレベルに応じた取扱いもできるのではないかという御意見がございました。また、留学もそうですが、生活・就労につきましても、オンラインの取扱いをもっと進めていくべきではないかという意見がございま

した。

また、就労・生活の一つ目の丸でございますが、教員数の規定については、こうした就労・生活の場合の特性も考慮し、総授業時間数ということで考えていくやり方もあるのではないかとこの御意見がございました。

就労・生活の一つ目の丸の生徒への学習上・生活上の支援体制について、生活指導という言葉が、少し違和感があるという御意見がございました。

次のページのその他ということで、認定機関に行っていただく情報公表の項目について、日本語教育を開始した年月日も公表すべきという御意見、そして、例えば仲介手数料につきましては、定期報告で報告をするというやり方もあると。三つ目の丸のところ、特に学籍に関する記録については、個人情報保護法との関連も留意した方がよいという御意見がございました。

そして最後に、大学の別科の関係では、しっかり大学関係者の周知を図っていくことが重要であるという御意見がございました。

説明は以上でございます。

○島田副主査

御説明ありがとうございます。

ここからは浜田主査がいらっしゃらない間、私、島田が司会進行をさせていただきたいと存じます。

ただいまの御説明について、御質問や御意見等があればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。長山委員、お願いいたします。

○長山委員

ありがとうございます。ワーキングで出た意見としては、今御説明いただいたとおり、主な意見で出ているところですが、オンラインのところと、生活指導の言葉遣いのところについて少し補足をさせていただければと思います。

基準案でいうと、18ページと19ページになるかと思います。今回の認定教育機関の基準の施策は、全体的な大きな目標として多文化共生社会の実現のロードマップの一環でもあるという認識でいます。その意味では、多文化共生の視点というのをしっかり踏まえておく、盛り込んでおくべきではないかと思います。

オンラインは、今のところ4分の3まで可という形になっていますけれども、この形ですと、日本語教師の空白地帯で日本語を必要としている外国人の方、例えば外国人従業員が1人の中小企業で、その人1人だけのために高いお金を払えないので、幾つかの中小企業が集まって日本語講習をやりたいのだけれども、勤務時間が終わった後にすぐやりたいので、どこかに集まることは不可能で、オンラインじゃないと難しいですとか、あるいは小さい子供がいて、なかなか学習ができない、でも、すぐにでも生活のために日本語の習得が必要になる方、そのように日本語教育を受ける機会を、今現在必要としているのだけれど、現状届けられていない人たち、ここをしっかり後押しするような基準であった方がいいのかと。そういったことを考えると、フルオンライン、ライブ型というのはいいと思いますし、学習者は自宅から参加するということで、なおかつ通しでフルオンラインということは必須じゃないかと思います。ロードマップを5年後に達成するというのを考えると必要かと思えます。

もし制限をかけるとすると、オンデマンド等の教材、双方向型でないものの割合のような形で制限をかけるのが適切ではないかと思います。

それともう一点、生活指導担当者を置くことという言葉遣いのところですが、どうしても成人の学習者を多く抱える生活であったり就労であったりということを考えると、生活指導という言葉はいかにも上下関係のニュアンスがあって、多文化共生の考え方の中ではなじまないかと思

ております。「防災、医療、教育等、円滑な生活に必要な情報の提供」ですとか、あるいは「行政等の必要な、適切な窓口の紹介」と置き換えられてはいかがかと思っています。

○島田副主査

長山委員、補足説明ありがとうございます。以上の補足説明も踏まえまして、御意見、御質問をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

是川委員、よろしく願いいたします。

○是川委員

今の就労・生活のオンラインのところ、関心がありますので1点御質問させていただければと思います。御説明についての私の理解としましては、認定日本語教育機関として提供できるのは、基本的にはフルオンラインでライブ型ということで、もし仮にオンデマンド型で、日本語教育の授業などを提供することを専門にするような会社や事業者が出てきたとしたら、それは要するに認定日本語教育機関ではない枠組みで提供されるというところで一応すみ分けられ、そして認定日本語教育機関としてやるのであれば、それはライブ型を基本にして、という線引きという理解でよろしいでしょうか。

○島田副主査

長山委員、御質問についてお答えください。

○長山委員

現状、事務局の案としてはフルオンラインを認めないとなっており、フルオンラインのアイデアとしては私からの意見となりますので、お答えします。

そういうすみ分けになるかと思いますが。これまで事務局の説明でも、認定教育機関の認定の課程以外のものを全くやってはいけないということではないという御説明がありましたので、例えばフルオンラインということに基づいてやった場合に、あくまで同時双方向型であり、例えばオンデマンド教材を半分以上使うような課程を設置したいという事業者がいた場合については、それは認定教育機関外でやるということでもいいのではないかと思います。

危惧する点としては、コロナ期もありましたが、対面型の授業をやると言っておいて、実際はビデオを見ておく、といった授業が、日本語の世界だけではないですけれども、いろいろところで横行してしまったところがあるので、それは制限をかけた方がいいかと思います。必ずしもオンデマンドが悪いというわけではないですが、そういう危惧でございました。

○島田副主査

ありがとうございます。是川委員、いかがでしょうか。

○是川委員

ありがとうございます。了解しました。

○島田副主査

四ツ谷委員、よろしく願いいたします。

○四ツ谷委員

私も基本的には長山委員と同じ意見でして、空白地域への対応などを考えますと、フルオンラインの課程も認定対象に含めた方が、後々、こういった問題に対応しやすくなるのかとは思うの

ですが、他方で、恐らく事務局の懸念は、ただでさえ新しい新制度を立ち上げるというところで、フルオンラインという新しい要素を導入することによって、その基準策定等がスケジュール的になかなか難しいということもあり得るのかと思います。仮に、現状このタイミングでフルオンラインを対象として含めることが難しいという場合は、できましたら、長山委員からロードマップの話もありましたが、今後フルオンラインを課程として認定していく条件の策定とか、今後のスケジュールのようなものも併せて示すことによって、一旦作ったらそこでおしまい、フルオンラインのことはしばらく着手しません、ということがないように御配慮いただけるといいかと思えます。以上です。

○島田副主査

ありがとうございます。

四ツ谷委員のコメントに対しまして、長山委員、何かございますか。

○長山委員

少しでも前に進む形をきちんと担保しておくことは必要かと思っています。確かにオンラインの領域は、まだまだ評価が定まっていない部分はあろうかとは思いますが、とはいえ、コロナの3年間の間、必死になって各教育機関とも取り組んできた課題だと思えますし、さらにここから3年後とか5年後とかという時間感覚では通用しないと思えますので、延ばしても1年後2年後という世界かと思っております。

○島田副主査

ありがとうございます。今回、決めたことの積み残しというのは、また改めて形にしていくというようなスケジュールを御提示するということが現実的でしょうか。これは事務局にお伺いした方がよろしいでしょうか。

○小林日本語教育推進室長

長山委員がおっしゃったように、前に進めていきたいという気持ちは正に事務局も全く異なるところはないわけです。例えば留学だと、今の基準の世界があって、それをどうするかという話ですが、就労や生活ですと、今そういう基準がないところを作っていきますという世界でありまして、今いろいろなところで実際に行われている、例えば生活や就労の日本語の教室の中から、一定のところを枠をはめて、そこを課程として認定しましょうという整理を今から始めるということになります。

今考えておりますのは、若干、固いところから、その質を確保するというところから始めさせていただきつつ、動き出しながら、宿題として、例えばこういうところではできないのではないかという議論をさせていただくということもあり得るかと思っております。

実際に、オンラインの質については、実際に大分進んできていて、今後蓄積も少しずつたまってくると思っていますので、そうしたところを、私たちもまた皆様とも研究をさせていただきながら、どのようなところが含まれているか、そしてその質の確保とどう両立させていくかというのは、結構、簡単なようで多分難しい宿題ですけれども、そこはしっかりと果たしていけるようにはしていきたい、これは私たちもよく思いを共有しながらやっていきたいと思っております。

○島田副主査

ありがとうございます。まずは新しいことなので、固いところから条件をしっかりと決めて始め、状況を見て拡大していくという理解でよろしいでしょうか。

○小林日本語教育推進室長

はい。

○島田副主査

ありがとうございます。ほかの御意見、御質問はいかがでしょうか。
西村委員、お願いいたします。

○西村委員

資料3の教育課程に関することという1ページ目の一番下のところに関してです。ワーキンググループでこの意見が出てきまして、中途退学に関して不利にならないような扱いにするべきではないかという御意見がありましたけれども、これに関して私も賛同したいと思います。

様々な理由で、学習者としては目的を達しているにもかかわらず、途中で学校をやめて進学や就職するケースが非常に少ないわけではなく、かなりの数があるわけです。その人たちが退学と称されるということに関しては、非常に不利になると日々感じていますので、委員の皆様方は、退学といってもいろいろあるのだ、ということをお理解くださっていると思うのですが、一般の方が御覧になったときに、どうしても退学というものでイメージしてしまうものがございしますので、是非そういったところは配慮していただければと思った次第です。私からは以上です。

○島田副主査

コメントありがとうございます。

○伊藤課長補佐

島田副主査、今の西村先生の御意見に関連して補足をさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

○島田副主査

よろしくお願いいたします。

○伊藤課長補佐

今回、資料に書かせていただいている言葉遣いとして、入学、休学、退学、それから卒業、修了など、いろいろ言葉が出てきているところ、現状、それぞれ何を表しているかということを簡単に御説明させていただきます。

まず修了という言葉は、カリキュラムを履修し終わりましたという意味で使っております。一方で、入学、退学、卒業というのは、教育機関に在籍を始めて、その在籍を終わるということを表すための言葉としてそれぞれ使っています。

特に卒業という言葉について、ワーキンググループでも違和感を示される委員の方が多かったのですが、我々としては、学校教育法上の学校に無理やり寄せたいですとか、そのような気持ちは特になく、教育機関から課程を、正にそのカリキュラムを修了して、在籍を終わるということを表す言葉として使っていると。ほかの言葉で表そうとすると出所とかいう言葉もあり得るのですが、なかなかそぐわない、かつ入学という言葉が受け入れられているということなので、それに合わせて使うと卒業かということで、今のところは使わせていただいております。学校的なものに無理やり合わせようという気持ちがあって使っているわけではないということは、一応補足として説明させていただきます。

その上で、西村委員の、退学という言葉が、特に日本語学校にはそぐわないのではないかとこの御意見は受け止めさせていただいて、その対応策を考えさせていただきたいと思います。あり

がとうございます。

○島田副主査

仙田委員、お願いいたします。

○仙田委員

まず先ほど長山委員がおっしゃったオンラインの重要性に関しましては、私も全く同じ意見でございまして、是非今後速やかに検討が進むことを期待しております。

私から申し上げたいのは、コーディネーターについてです。ワーキンググループでも御意見を申し上げたのですが、資料1 4ページと資料3にも記載があります。主任教員の呼称としてコーディネーターなど呼称は問わないと書かれているのですが、特に生活、就労の分野で大事になってくるのが、コーディネーターとして様々な機関と連携を取りながら、教員、課程を編成していったり、あるいはしっかりとした連携体制、協力体制を構築していくということであり、そのことについての知識・技能というのは、主任あるいはコーディネーターの立場の人には非常に重要な要件になってくると思いますので、この部分では、是非その要件の一つとして記載される方がいいのではないかと考えておりますので、改めてここで申し上げさせていただきました。

○島田副主査

ありがとうございます。続きまして石黒委員、よろしくお願いいたします。

○石黒委員

私は表面的なことのみになってしまうのですが、言葉遣いが大事かと思うので幾つか指摘させていただきます。

まず6ページについて、校長を置くことということで、主な要件というのがあるのですが、特にこの要件というのが分かりにくいかと。主な要件として、「認定機関の運営に関し必要な見識、5年以上の経験、社会的信望を有する」ということが書かれていて、これは大事なことだと思うのですが、少なくとも「有する」が三つをまとめていると思うので、「関する必要な見識、原則5年以上の経験、社会的信望」とならないといけないのかと。この辺はいろいろな意見が多分おありで、事務局としても急いで作られたのかと思うのですが、条件は大事なことなので、少し精査していただければと思います。

同じく7ページ、本務等教員の主な要件のところの「教育課程の編成・他の教員の指導に必要な知識・技能」というところの、この辺は先ほどと同じ点とともに、中点の使い方があまりよくないと思います。国語課題小委員会のような言い方をして恐縮ですが、中点は、語と語の並列に使わないと混乱を来しますので、この辺もお気を付けください。

9ページで、これも小さなことですが、五つ目の丸の下の赤字になっている3行目です。アカデミック・ジャパニーズのすぐ上ですけど、「左記」というのが、左がどこにあるかが分からなかったもので、確認をお願いします。

それから10ページの上から3行目の「すべてを盛り込むこと」となっているところですが、これは恐らく、先ほどの御指摘にあったとおり、1技能1科目でないということを表すためだと思っておりますが、それを知らずに見た場合、どう理解していいかがますます分からなくなってしまいうということがあるので、全ての技能について総合的に扱うということだろうと思うのですが、その辺りが分かるようになっているといいかと思いました。

それから、上から四つ目の丸の対面授業ですが、「対面授業にゲストスピーカー等の教員及び生徒以外の者」というのは、誰だかが分からなくて、単にゲストスピーカーでよければ、「ゲストスピーカー等が」とした方が、「教員及び生徒以外の者」というのは、教員は生徒以外の者に

当たりますので、この辺りもなるべく初めて見た方が分かりやすいように整えていただければと思います。

○島田副主査

石黒委員、ありがとうございます。大変貴重な御指摘だったと思います。続いて、近藤委員お願いします。

○近藤委員

少し話が戻るのですが、留学と生活・就労という、二分でいろいろ書かれているのですが、今後、生活・就労に関しては精査していくと理解はしております。

そのことに関して、省令が出る段階では、三分類というか、留学、生活、就労として記載されるという理解でいいのかどうか、教えていただければと思います。

○島田副主査

御質問ありがとうございます。こちらの質問は事務局で大丈夫でしょうか。

○伊藤課長補佐

三分類で出されるのかという御質問の意味ですけれども、省令上で三つの課程の種類が示されまして、規定をしていくこととなりますが、そういったことよろしいでしょうか。当然省令には三つの分野が出てきます。

○近藤委員

例えば三つの分野の書き方かもしれないですけれども、機関で留学、生活、就労と分けるというのは分かりやすいところではありますが、一方で学習者の観点からしますと、例えば留学生でも生活者でありますし、就労者であっても生活者であるわけです。ですから、機関で分類すると、日本語教育機関はその部分だけやっていくというように、非常に切り離されることを危惧しています。

例えば教育というのはもっとホリスティックな、全人的な教育ということをどこかで考えていく必要があるのですが、ただ就労とか、留学、生活と機械的に分けるのではなく、教育的にはもう少し視野を広く考えているというようなことが、どこかに感じ取れるような記載があればいいとは思っているのですが、いかがでしょうか。

○小林日本語教育推進室長

若干整理をさせていただきますと、基本的に、まず省令は、法律に基づいて作られるので、実際の日本語教育機関認定法を見ていただくと、法律は、三つの課程を全体にまとめた形で作られているので、省令自体は三つの機関をまとめた形では出てくると思います。それを踏まえた上で、今後、実際に認定を受けようとする方たちには、省令や法律、さらにそこから出てくる細かい細則などを今後手引などで示していくわけですので、実際には、留学、生活、就労の方はそちらを見ていくことが主になっていくと思います。

委員におっしゃっていただいたような、それぞれの分野でどのように日本語教育を進めていくのかについて、どのように手引やガイドラインで書いていくかについては、正にこの後の御議論の中でしっかり御相談していければと思いますし、目指すべき姿など、省令では書き切るのが難しいところも、しっかりお示しできるとよいかと考えております。

○近藤委員

ありがとうございます。先ほどロードマップが、というお話もありましたので、それがどこに入るのか、全体像が分かってはおりませんが、うまくそういう教育的なことが伝わるといいと思っています。最初の1文でもいいですし、手引書のところでしっかり書くというのはそうですけれども、非常に切り離された、分割的な教育に陥らないことを示していただければありがたいと思います。

○島田副主査

認定日本語教育機関の認定の対象として機関の認定ということと、日本語教育の課程に求められる要件について、一度整理をしておきたいのですが、例えば同じ機関で留学、就労、生活全ての日本語教育課程を持っている機関は、どの認定を受ければよいのでしょうか。機関の認定と日本語教育課程の認定について整理させていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○伊藤課長補佐

まず認定自体は機関に付されるものです。ただ、認定に当たって、当然教育カリキュラムの内容を確認せざるを得ないと考えており、その際、留学、就労、生活は、完全に同じ基準の下には確認ができないということで、必然的な問題として分野が出てきていて、分野別の基準を設けているということになります。

御質問の、三つともやろうとしている機関はどうなるのかということですが、認定としては一つの認定を受けに来ていただくのですが、うちはこの三つの種類の課程をやりますということで、それぞれの課程に関する説明の資料を出していただいて、それぞれの基準にのっとり認定をさせていただきます。ここは三つの分野の確認を受けた機関です。機関としての認定は一応一つではあるのですが、三つの種類の課程を持っている機関だという認定がなされるということになります。

○島田副主査

機関として認定されて、その中に細分化されて、認定日本語教育課程として認定されたコースを持っているというような見え方になるという理解でよろしいですね。

○伊藤課長補佐

はい、そのとおりです。

○島田副主査

ありがとうございます。四ツ谷委員、お願いいたします。

○四ツ谷委員

今の島田委員の御質問とも関連してくるのですが、結局、機関としての認定の条件としては課程の認定で、認定日本語教育機関はその機関に関する情報を公開あるいは点検評価しなければいけないということになっています。それはあくまでも課程として認定された部分に対して義務化されるのであって、認定されていない課程ももちろん実施していいわけで、そちらは任意であるということですね。

それから、登録日本語教員が認定日本語教育機関で就労する際には、認定されている課程において就労する際には、その資格が必要だけでも、認定されていない課程においては、特に登録日本語教員の資格は必要とされないという理解でおります。もしそうであれば、この辺りは分かりにくいので、実際に周知する場合は、分かりやすいように周知されたらいいのではないかと思います。

います。以上です。

○島田副主査

今の四ツ谷委員の御発言に対して、事務局から何か御回答ありますか。

○小林日本語教育推進室長

法律が公布された後に、誤解を招きやすいところや、分かりにくいところがだんだん明確になってきたと感じています。現在、文化庁のホームページによくある質問に答えていくということをQA方式で出しているのですが、御指摘いただくような点は、そうしたホームページで分かりやすく解説するなど努めていきたいと思えます。

○島田副主査

日本語教育の参照枠では多様な日本語使用を認めることや、多文化共生を目指すということも掲げていますので、参照枠と整合性が取れなくなってしまうとまずいかと思えます。その認定はどのような目的でどの部分を認定するかというようなことが明確に伝わると、もっと分かりやすくなるかと考えます。

ほかにはいかがでしょうか。松岡委員、お願いいたします。

○松岡委員

教育機関の話ではなく、ユーザーから見たことですが、留学のほうはビザと関わりがあるので、認定機関で勉強することでビザが取れるのだと了解しやすいのですが、生活・就労については、学習者にとってはどのようなメリットがあるのかというのが見えにくくなっているのでは、この辺りの検討をしていただきたいと思えます。

○島田副主査

根岸委員、お願いいたします。

○根岸委員

9ページで、B2以上を目標に設定していることとか、ほかにもB2というのが出てきているのですが、これは、目標に設定しているということをどのように示すのでしょうか。うちはB2以上ですと言えば、それでB2以上ということなのか。もっと実質的に満たすべき要件があるのか。その示し方が、言うだけであれば誰でも言えてしまうので質問しました。

○伊藤課長補佐

これは次に御説明する登録養成機関や登録実践研修機関もそうですが、次回以降のワーキングから、コアカリキュラムの議論を始めさせていただきたいと思っております。正に教育課程の内容として、どういったものを求めるかについては、コアカリキュラムについて御議論いただいたものを使って審査をさせていただくということを想定しております。

○島田副主査

コアカリキュラムという言葉も新しい言葉かと思えますが、これについては次回のワーキングで検討が始まるという理解でよろしいですか。

○伊藤課長補佐

はい。

○根岸委員

分かりました。ありがとうございます。

○島田副主査

西村委員、お願いいたします。

○西村委員

分かりにくいという指摘に関連してですが、今回、本務等教員という用語が初登場だったかと思えますので、こちらに関してもワーキンググループで私もいろいろ質問させていただいて、理解が進んだところではあるのですが、QAなどに加えていただいて、例示とともに御説明いただけると大変ありがたいと思います。事務局、よろしくお願いいたします。

○島田副主査

御意見いただきました。ほかにはいかがでしょうか。

○増田日本語教育調査官

浜田主査が戻られました。御質問が他にないようであれば議事2にお入りいただければと思います。島田副主査、どうもありがとうございました。

○島田副主査

では浜田主査にお戻しします。皆さま、ありがとうございました。

○浜田主査

それでは、議事の2に移らせていただきます。

同じく日本語教育小委員会の下に設置されている登録実践研修機関及び登録日本語教育養成機関の登録手続等の検討に関するワーキンググループにおける検討状況につきまして、事務局から報告をお願いいたします。

○小林日本語教育推進室長

資料4から資料6について御説明いたします。

昨日、登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録手続等の検討に関するワーキンググループの2回目が開かれたところであります。こちらのワーキンググループの中では、省令等の案を御審議いただくとともに、資料6、経過措置の関係で、1点御意見をお聴きした部分がございますので、併せて御説明させていただきます。

資料4につきましては、認定と同じように、1回目の資料は骨子案でありましたが、こちらを省令の案といたしまして、具体化した部分、そして御意見を踏まえて、赤字で追記した部分がございますので、そちらについて主に御説明させていただきます。

7ページを御覧ください。まず、実践研修機関と日本語教員養成機関の登録要件ということで、それぞれどのような方が教えるかという要件であります。実践研修に関しては、法律上の規定では資格と経験の2要件がございます、それらを具体的にどのように規定するかという話であります。

前回の資料から追加されているところは、まず日本語教育に係る学位を持っていて、①ですと、例えば研究実績があるということでありましたが、外国の高等教育機関等で同等の教育を受けられてきた方も今後想定されるということから、外国の相当する学位を含むというのも要件として追加したところ です。

それに加えて、前回の資料では、①の教育方法に関する研究実績としていたところについて、含まれる範囲がかなり限定されてくるということで、日本語教育に関する研究業績とし、若干広く読めるようにしております。

養成課程の教授者に関する規定について、①、②ともに、前回の資料では日本語教育に係る学位としておりましたが、含まれる範囲がかなり狭くなってしまいうことで、こちらに関しましては、例の50項目に広く関連してくるようなものも含み、養成課程の科目に係る学位をお持ちの方ということで、範囲を広げているところです。養成課程の科目というのは、6ページの下段でございます。養成課程においては以下を取り扱うこととするということで、この下に5区分、さらにその下に50項目ございますが、こうしたものに関連してくるような科目ということです。

こちらの資料については、後ほど主な御意見というところで触れさせていただければと思います。実践研修の指導時間を45単位時間、養成課程の授業時間を375単位時間としております。実践研修の指導時間について、この時間数で大丈夫かというような御意見が、昨日のワーキンググループではございました。今後、例えば試験を受けられた、日本語教員試験を合格された方は、実践研修を修了すると、登録教員となるということですが、この時間数で大丈夫でしょうかという御意見でございます。

8ページを御覧ください。研修事務規程の認可というところです。実践研修機関は登録の際に、研修事務規程について文部科学大臣の認可を受ける、ということが法律で決まっておりますので、どのような規定を研修事務規程に書いていただくかについて御説明します。

科目の実施方法について、実践研修自体は、教壇実習に関する部分以外はオンラインで可能ですということで、オンラインのやり方としては、同時双方向型か、教員や他の受講者とのやり取りの機会等の確保など、一定の要件を満たすオンデマンド型ということで、要するに完全に一方通行になってしまわないような授業形態を想定しております。

「教壇実習に関する科目に関すること」について、一つ目の丸ですが、教壇実習のやり方としては、5人以上の生徒に対して行われる日本語教育の授業の補助を行うものということで整理させていただいておりますが、この授業の補助というものが、実際にどのようなものを指すのか、本当に補助するだけと受け止められがちであるという御意見があり、米で「授業の補助とは、教壇実習の指導者の指導・助言の下、受講者が教壇に立つ実施形態を指す」と追記し、受講者が教壇に立つということを明確にさせていただきました。

三つ目について、教壇実習機関先は、原則認定日本語教育機関を想定しているわけですが、一定の要件を満たす場合は、認定日本語教育機関以外も可能ではないかということで三つの要件を考えております。

まず養成機関の登録を受けたところが実践研修を行うような場合、そしてその実習機関が何らかの日本語教育課程を実施していて、一定の教員を置いているということでもあります。米の1を御覧いただければと思いますが、具体的には、「養成機関内の教壇実習のほか」ということで、認定機関や外国の大学や企業や難民を対象とした日本語教育機関、地域の日本語教室との連携によるものが想定されます。学校、特に小学校等を教壇実習機関とする場合の要件については、今後引き続き検討するというので、ここは様々な御意見があったところでございます。

次のページを御覧ください。二つ目の丸ですが、実習機関が指導する受講者の数ということで、ここは前回の資料で、1年に20人を超えないということとしておりましたが、実際にそういう形態で行わないこともあるということで、同時に指導する受講者の数は20人を超えていないこと、という形に変えております。

続きまして、指導体制に関することですが、前回の資料では、専任の方を置くことを求めているのですが、そちらは削除し、そうした研修内容の編成等の責任者となる指導者を置いているか、という形にしております。

続きまして、次のページ、養成業務規程についてです。まず「科目の実施方法に関すること」

ということで、正に先ほど御覧いただきました5区分、50項目の内容を今後、養成課程で行っていただくわけですが、二つ目の丸も、各科目、各講義の実施に当たりましては、その授業の通常の受講者の方が授業時間の2倍に相当する時間を要する学習を、授業時間外に自宅等で行わせるカリキュラムとなっているかということ。そのような履修をさせるような形態で進めていますかということを確認的に書いております。

五つ目の丸、養成課程におけるオンラインの在り方については先ほどの実践研修と同じであります。

教授体制に関することとして、本務等教授者の考え方について、5行ほど細かく書いております。本務等教授者とは実際にどういうことかということ、その養成課程の編成に責任を担うということが要件でありまして、専らその養成課程を置く養成機関の教育に従事するか、又は本務としてその養成機関の教育に従事するということではありますが、「なお」としまして、養成課程を置く養成機関で、専ら、又は本務として教育に従事するという整理ですので、ある程度ほかの機関との兼務も可能なような形に読ませていただいております。

二つ目の丸ですが、収容定員133人につき1人以上の本務等の教授者を置くということと、教授者の数が最低3人ということを設定しております。

12ページを御覧ください。ここは経過措置の関係もございますし、今後定めることになりま、法律の施行規則の中では、日本語教員試験等に関する部分も規定するということになりますので、どのようなことを規定するかということを書かせていただいております。

まず、日本語教員試験に関するものについてです。

一つ目の丸の実施方法の一つ目のポチですが、まず教員試験の実施方法につきましては筆記でやるということです。二つ目のポチですが、基礎試験及び応用試験のいずれも合格するということが合格の要件となってきます。三つ目のポツですが、応用試験の合格者の判定は、基礎試験に合格した方か、基礎試験の免除を受けた方でありまして、基礎試験に合格した方について応用試験が合格かどうかというのを判定するという形になります。そのため、例えばこの形態でいきますと、基礎試験は合格しているが、応用試験は合格していないという方はあり得るということで、応用試験は合格しているが基礎試験は合格していませんというのは、あり得ないという形になります。

二つ目の丸ですが、日本語教員試験の科目につきまして、以下の範囲から出題するということで、先ほど見ていただいた養成課程の区分と同じであります。

三つ目、基礎試験の免除を受けるための資格ということで、過去の基礎試験に合格をされた方は基礎試験を免除とすると考えております。基礎試験を一度受け、合格されたということは、例えばその1年後2年後に失効するというのではなく、そのまま基礎試験は免除になるという意味です。

二つ目のポツについて、外国の大学等の高等教育機関で養成課程、先ほどの50項目と同等のものを行っていると思われるような外国の大学等がございましたら、個別に指定をするということもあり得るということで、具体的にあるわけではありませんが、追加させていただきます。

実践研修に関する主な規定ということでございますが、実践研修の受講資格につきましては、まず基礎試験に合格した、もう一つは養成課程を修了したか、又は修了する見込みがある方ということになります。実践研修を修了したものとみなす者につきましては、先ほどの基礎試験の考え方と同じようなことで、外国のところも想定をするということで記載しております。

続きまして、経過措置の案につきまして、有識者の分析・検討の結果、経過措置対象となった民間試験の合格者は、Eルートということで、基礎試験と応用試験は免除されて講習を受けていただくということになります。どのような方がその対象となるかということ、資料6で御説明したいと思います。

それでは続いて資料5の御説明をさせていただきます。

昨日のワーキンググループで出ました主な御意見です。まず「実践研修の時間に関すること」ということで、先ほど触れましたが、実践研修の時間数を増加させるべきではないかという御意見がありました。また、時間数ありきの議論ではなく、実践研修で実施すべき内容から妥当な時間数がどの程度であるかという議論も必要ではないか、という御意見も併せてございました。

「指導者、教授者の要件に関すること」の三つ目の丸を御覧いただければと思います。「原案のように養成課程の中に実践的な科目も含まれるのであれば」とありますが、養成課程の教授者の要件に、ある程度、実践研修のような経験を有する方を入れるべきではないかという御意見がございました。

「教壇実習機関に関すること」の一つ目の丸ですが、実践研修の教壇実習先については、認定日本語教育機関に限定すべきではないか、例えば分野別の対象者となるような年少者や難民などは、別に考えるべきではないかという御意見がございました。特に小中学校については、実際に先方の受入れ体制が整っていないということもあり得るということで、そもそも十分な指導が受けられるかということも危惧されるという御意見がございました。

二つ目の丸ですが、各機関独自の取組として、そうした分野別の内容を行うということはあってもよいのではないかという御意見も併せてございました。

次のページです。「教壇実習における指導者一人当たりの受講者数」について、同時に指導する受講者数が20名以内というのは少し多過ぎるのではないかという御意見がございました。それに合わせて、二つ目の丸ですが、420単位の養成研修では1クラスしか動かないのではなく曜日を変えたりするなどのやり方で同時期に行っているというような御説明もございました。

「養成課程の教授体制に関すること」でございますが、この本務等教授者という表現が分かりにくい、主たるか教員だとか、そういうような御意見もございましたけれども、書き方、見え方を分かりやすくしていただきたいという御意見がございました。

また、「経過措置に関すること」ですが、この図が分かりにくくなってきておりますので、そうしたところは工夫をしていただきたいという御意見がございました。

資料の6を御覧ください。こちらは、昨日のワーキンググループの中で、有識者の選定結果について御報告をさせていただいたものです。先ほどの経過措置の資料の中でEルートとしておりましたが、一定の要件を満たした民間試験の合格者につきましては、基礎試験、応用試験が免除されて講習を受けていただくという形になります。どのような試験が該当してくるかということにつきまして、公募を今年の6月28日から7月13日までの期間で行ったところであります。

2の民間試験の選定方法についてということで、二つ目の丸に選定基準が四つございます。選定基準をもう一度申し上げますと、選定基準の(1)ですが、こちらはまず日本語教育を行う能力を測る試験であること。(2)ですが、申請時点において各5年以上にわたり毎年1回以上試験を実施してきたものであること。(3)であります。試験の内容に関するものですが、①各回の出題範囲が、これまでの50項目、又は平成11年度の協力者会議で示された16下位区分を少なくとも網羅、おおむね網羅をしていくこと。②が、問題の出題のバランスですけれども、各回の問題において、50項目、少なくとも16下位区分がバランスよく出題されていること。③が、実際の出題内容が「必須の教育内容」50項目のいずれかに該当するものであること。

(4)ですが、試験の実施の方法について、信頼性確保のための措置として①から⑤の要件がありまして、ここには不正の防止、情報管理、そして試験問題やサンプルの公表、こうした措置が取られているかということのを要件としております。最後の丸でございますが、上記(3)(4)の基準等につきましては、これまでに行っていた試験や、今年行う試験について確認しまして、その回ごとに選定基準に関する状況を精査して選定をするという形を取っておりました。

3の申請状況・選定結果について申し上げます。

申請状況ですが、申請は1件で、実施主体は公益財団法人日本国際教育支援協会の行う日本語

教育能力検定試験です。選定結果は、日本語教育能力検定試験のうち昭和62年度から令和5年度までの間に実施した試験であり、選定理由は、「上記試験は2.記載の選定基準を満たしている」ということでありました。

附帯意見があります。上記試験のうち、特に昭和62年度から平成14年度に実施されたものにつきましては、出題範囲に「日本語教育のための教員養成について」という平成11年度の研究協力者会議で示された16下位区分のうち、「⑥異文化コミュニケーションと社会」、「⑩異文化教育とコミュニケーション教育」、「⑫言語教育と情報」が含まれていないと思われるものがありました。このため、経過措置対象者への講習及び講習修了認定試験の中で、これらの知識・技能を補うこと、又はこれらの知識・技能を有することを確認することが適当であるという御意見をいただいております。

4に選定作業に協力いただいた有識者の方3名を記載させていただいております。こちらの内容を昨日のワーキンググループで報告いたしまして、その方向性について御意見をいただいたところで、このような方向で進めていきたいと考えているところであります。

○浜田主査

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見があれば、お願いしたいと思っております。では四ツ谷委員、お願いいたします。その後、続けて戸田委員、お願いいたします。

○四ツ谷委員

今のワーキンググループの議論の中で、経過措置で海外の日本語教師を対象にという御意見が委員の方からあったようですが、それについてコメントをさせていただければと思います。

国際交流基金の調査によりますと、今海外で約1万3,000人の日本人の日本語教師が活躍されているわけですが、これらの方々のうち、少なくない数の方が国際交流基金やJICAあるいは外務省などの公的な海外派遣プログラムで派遣されて、現地で日本語教育に従事していると。また、その公的なプログラムだけではなくて、民間にもいろいろな派遣プログラムがありまして、海外の大学等で日本語を教えている日本人の方がいらっしゃるわけですが、こういった方々は数年間、例えば現地の日本語教育機関で日本語を教えた後、日本国内に戻って、大学とか日本語学校等で勤務するという方々も多くいらっしゃいますので、結果として海外で得た経験というのは日本国内に還元されていくという形になっているかと思っております。

ですので、そういった経験を御配慮いただければと思っております。特に国際交流基金が海外に派遣している専門家につきましては、現地の日本語教師を指導する立場としての派遣となりまして、かなり高度な経験を積むことができますので、こうした経験でもって条件を満たすということにいただけないものかと思っております。

また、日本国内におきましても、大学や日本語学校だけでなく、独立行政法人や一般財団法人といった日本語研修機関・施設がございますので、そうしたところでも、その教授経験というものも御配慮いただけるとありがたいと思っております。以上です。

○浜田主査

今の御意見は、経過措置の対象として海外での経験についても考慮すべきという御意見ですか。

○四ツ谷委員

はい、そうです。

○浜田主査

恐らく海外での公的派遣で採用される方というのは、それ以前に国内で教えた経験をお持ちの

方も多いかという気がしているのですが、その辺りはいかがでしょうか。漏れてしまう人が多いという状況でしょうか。

○四ツ谷委員

そこでカバーされる方もかなりの部分いらっしゃると思うのですが、100%絶対そこでカバーし切れるかという、必ずしもそうではない方もいますので、そういう意味でも、漏れる方がいらっしゃるないように、条件化してもらえると安心かと思いました。

○浜田主査

御検討いただきたいと思います。続きまして戸田委員、お願いいたします。

○戸田委員

私もワーキンググループで出た主な御意見について少し述べさせていただきたいと思います。最初の実践研修の時間に関するところで、ここで200単位時間という御意見が出て、実践研修の時間数を増加させるべきではないかということですが、この小委員会でも45単位時間ということが随分議論され、決まっていますので、今ここで200時間という時間数は適当ではないと考えます。

また、実際に現在、教育実習が養成機関や大学では1単位、45単位時間で実施されている中で、急に教育実習の時間数が増えて200時間となるのは、混乱を来すのではないかとことを申し上げたいと思いました。

○浜田主査

一応、現在の御提案の枠組みですと、実践研修を受ける方は、基礎試験には合格をしているということになります。したがって、ここで御意見として出ているような教授法に関する知識は一応持っている方が実践研修に参加されるということですので、もちろん試験は運もありますし、個別には十分ではない方もいらっしゃると思うのですが、一応試験に合格し、課程を修了しているという前提であれば、この200単位時間という時間が本当に必要かと私自身も考えています。

例えば運転免許教習所のように、見極めに達していない人は、補習を受けるといったようなことはあるのかもしれないとは思いますが、一律に何百時間も追加して受けさせるということは、これまでの議論からも現実的には難しいかと私自身も感じております。続きまして、永田委員、お願いいたします。

○永田委員

昨日の養成のワーキンググループで私は座長を務めさせていただきました。資料5にまとめられているように、委員の先生方から、いずれもごもっともと思われる意見をたくさん頂戴しました。そのうち3件に関して、私個人として申し上げたいと思っています。

1点目は、先ほど戸田委員が言われた点に全く同感です。これまで教育実習は45単位時間ということで来ていますので、先ほどお話がありましたように、私も今の45単位時間でいいのではないかというのが1点目です。

2点目としまして、教壇実習機関に関するところで、例えば小中学校、学校の実習をどうするかというところが昨日議論になりました。本当におっしゃることはごもっともで、当然受ける学習者、子供たち、学習者への責任、学びの保障という点も行われなければならないということで、誰でも彼でもやらせてくれというのは、乱暴な話です。とはいえ、一方で学校での教壇実習機会を閉じてしまうのも個人的にはいかがなものかと思っています。

すなわち、学校というのは教員免許状によって教育がある程度保障されていますので、教員免許取得者であるとか、教員免許を取得見込み、あるいは取得しようとしている者であるとかが日本語教育の専門性を高める場として、この学校での教壇実習というのは場としてあってもいいのではないかと個人的には思っています。

もちろん、学校でのしっかりとした指導体制などが保障されて、そこでの連携体制がきちんと整えられているという前提、ここは慎重に検討した上で、こういう場としてあってもいいのではないかと思っています。

これは学校だけではなくて例えば難民であるとか、そういった日本語教育に対しても、そこでの指導体制や学習者への学習の保障がされているという前提で、認められてもいいのではないかと個人的には思っています。

3点目が、経過措置について、だんだん複雑な図になってきていますので、こういった点は、恐らく大事な点であることには間違いありませんので、分かりやすく伝えていく。皆さんもここが不安な点でもあると思いますので、ここを分かりやすく伝えていくというのは大事かと思っております。

長くなりました。以上3点です。

○浜田主査

最後の分かりやすい工夫ということについて、先ほど御説明いただいた、ワーキンググループで出た御意見では、何か例を出すとか、何何型というようにすると良い、という御意見があったようですけれども、永田委員から分かりやすい工夫について具体的にアイデアはございますか。

○永田委員

石黒委員がおっしゃっていましたが、例えば経過措置に関するところだけを切り離して、別のポンチ絵にするといったこともあると思います。石黒委員、もし何かありましたら、また後ほどお願いします。

○浜田主査

ありがとうございます。それでは毛受委員、お願いいたします。

○毛受委員

これは今、永田委員のお話にもありましたが、実践研修の場所として小中学校等が検討対象に入っているということで、私は是非入れていただくということは必要ではないかと思っております。

現在入国緩和がされて、外国ルーツの青少年が急増しているというのが実態です。各学校にも子供たちが入ってきていて、私どもの日本国際交流センターで、そういう子供たちを支援するNPOへの支援をさせていただいているのですが、そこで聞くのは、学校の壁が非常に厚いということで、なかなか学校に入れられないということがあります。子供たちは、本来どこの地域に住んでも、外国人の子供たちも、一定レベル、同じレベルの教育が受けられるべきだと思うのですが、これは学校間あるいは自治体間の差が非常に大きいというのが実態です。

実践研修の場ということで、未来の日本語教師の方々が学校現場に入られるというのは、教育委員会あるいは学校の先生方、それからさらに言うと子供たちにも、そういう先生が入ってきて、これからそういう子供たちと一緒に勉強していくのだという、そういう意識の変革にもつながるということもあると思います。是非これは前向きに取り組んでいただければと思っています。

○浜田主査

ありがとうございます。外国人の子供たち、日本語指導が必要な子供たちの指導を学校できちんとしていくために、専門性を持った先生が教えるということは私も非常に大事だと思います。もちろん、誰でも実習ができるというわけではなくて、委員の先生がおっしゃったように、きちんと指導体制が確保されていること、あるいは、例えば教員免許状を取る課程に在籍をしていて、学校教育について、あるいは子供とか発達について一定の理解はある人というようなことを前提にするなど、いろいろな形で、子供たち、あるいは現場に御迷惑をかけないような形で実習ができる体制を考えることができると思いますので、いろいろ工夫をしていただいて、私自身も、こういった学校での実習が可能になるといいかと思います。

現場の先生方に伺うと、こういった資格ができるということで、教育委員会などでも非常に興味を持っておられるというのを感じます。ですので、できるだけ子供の指導ができる人たちを現場に輩出できるような仕組みになることが望ましいと個人的には思っております。

それでは、続きまして石黒委員、お願いいたします。

○石黒委員

今、浜田主査がおっしゃったとおりで、私が言おうと欲していたことを丁寧な言い方で御説明いただきました。先ほどの分かりやすさということも関わるかもしれませんが、今回の意見の中に、私も入っている養成のワーキンググループではあるのですが、結局、留学を中心とした日本語教育機関を中心としたところで教育実習を実施すべきで、ほかの生活・就労に関わるようなところは無理しなくても、という意見もあったように思うのですが、もう一度この登録日本語教員というものを考え直したときに、多様性のある先生方、そしてまた生活には生活に必要な、あるいは就労には就労に必要な技能というものがあり、それを実習できる経験というのは、何ものにも代え難いかと思います。

ですので、その辺りは、今も御意見にあったとおり、外国につながる子供たちのこともそうですし、その地域のいろんなコミュニティの中で、日本語教室の中で学んでいる方にも、そういうところでも実習の機会が持てたらいいでしょうし、またビジネスの現場においても持てたらいいと思います。

ただ一方で、そこは厳格にする必要があるとも感じていて、その質というのが非常に大事になってくる。つまり、登録日本語教員が世に出た場合に、実践力がないよねと言われることだけは避けたいという思いもありますので、受入れに関しては、それぞれ生活・就労の実態に応じたような実習の中できちんと整えていく必要があるのかと思います。

それに関連して言うと、先ほどの四ツ谷委員のお話とも絡むのですが、今回は対象にはなっていないのですが、海外で学んでいる方々もいらっしゃるって、海外の現場で教えに行くということもあります。もちろんそこで登録日本語教員というものを持っていること自体が資格としてどれだけ役に立つのか分からないですが、それでも逆に、海外にそういう方が出ていたり、あるいは海外の教育現場で実習したりということも非常に大事になってくるし、日本語のネイティブスピーカーだけではないので、いろいろな方が入ってこられ、学習者の経験をお持ちであるノンネイティブの方になっていただくということも非常に大事なことで感じています。

一方で、私は意見の中で申し上げたのですが、1人の方が1学期の間で20人を持つということは大変だと思っています。その実習の現場に入られるということは、学ばれている学生さんにとっても非常にいろんなプレッシャーを感じる場所でもありますし、それから、研修生というか、実際に実習を担当される方も、指導されている先生から、十分な時間を割いていろんなフィードバックを得たいということもありますし、先生方にしても、慣れない教育実習をする方が、シラバスを作っていたときに、事前に本当にこの授業で、学生さんの前に立ってできるのかの確認であるとか、あるいはその後、きちんとそのやった結果としてフィードバックが必要だというこ

とを考えると、20人というのはいささか多いのではないかと思います。

ですから、そのように質を高めるところと対話性を担保するという両方の間で落としどころを探すということになるのかと思いますけれども、できるだけ多様な方々に参加していただけたらとは思っております。

○浜田主査

今のところ、同時に20人というのは多過ぎるという御意見がかなり積極的なような気がするのですが、今までの議論の過程を振り返りますと、もともとは年間20人ぐらいだったのが、実際の日本語教師養成研修機関などでは、複数学期に教育実習が開催される。だから1年に20人だと、とても実態に合っていないという御意見が出て、それで同時に20人として、同時という言葉が入ったという記憶があります。

実際、例えば「同時に」とすると、何人ぐらいが適当でしょうか。西村委員、いかがですか。

○西村委員

実際にはやり方にもよるとは思うので、20人でもできないことはないかという気はしますが、皆さんの御意見だと難しいというお話もありますので、そうすると10人ぐらいかという気はします。

弊社にも教員養成のコースがあるのですが、そこでは1人が担当しているわけではなくて、複数の教員が連携しながらやっているものですから、そのような機関も多いと思います。ですから、専任としては1人だけでも、非常勤と連携しながらやっているときに、1人が20人ということなのか、それとも3人で20人ということなのかとか、その辺も非常に難しいところかという気はいたします。

○浜田主査

ありがとうございます。

○増田日本語教育調査官

教壇実習の指導者1人当たりの人数については、実は私どもにもいろいろなケースの御意見が多数寄せられております。その中で、規模の大きな日本語教師養成機関の場合は、教育実習専属の指導教員が数名いらっしゃって、大学とは違って、例えば年4回、1月、4月、7月、10月期という形で、養成課程在籍者だけでなく、大学等からの依頼に基づいて教育実習を受け入れているということでした。さらに社会人の方も多いので、夜や土日に教育実習を開催することも民間の養成機関の場合は往々にしてあるということです。

そういった機関で教育実習を専属で持っておられる先生にとっては、お仕事上、1年20人と制限されてしまいますと、なかなか厳しいものがあるということになります。先ほど石黒委員も、1学期に20名を1人で持つというのは負担が重いとおっしゃったと思うのですが、実際に聞いてみると、1人、一つのクラスで20人もおらず、1人のクラスは10名前後ぐらいで、それを複数持っておられるということでした。そのことがうまく資料で言い表せないかどうか、少し工夫をして、誤解がないようにしていきたいと思っております。

1人の指導教員が、実習生を同時1クラスで20人持たされて大変なことになるということは避けたいですが、ただ多様な教育実習を支える現場では、専任の指導教員の方も頑張っておられて、人数制限というのは大学以外の養成研修機関の実習実施の観点から非常に危ういところを補足させていただきたいと思っております。

○浜田主査

ありがとうございました。ただいまの回答でよろしいでしょうか。少し表現を工夫してくださるとのことです。

それでは島田委員、お願いいたします。

○島田副主査

ありがとうございます。実は、本日欠席の真嶋委員から承った質問がありまして、私もその質問をしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず今、議論しているこの登録日本語教員というのは、成人の学習者を対象とした、留学・就労・生活類型の日本語指導に当たる方ということをご前提として考えていたのですが、先ほどから年少者の教育、小学校での実習ということも議論が上がっております。年少者教育への日本語教育は、日本語教育小委員会では、これまで議論がされていなかったと認識しております。これについては、先ほど石黒委員もありましたが、質を考えると、成人の学習者とは別に、年少者教育の質、日本語教育の質というのは、ワーキンググループを立ち上げるなど別途検討する必要があるのではないのでしょうか。これは、真嶋委員と私からの質問ですが、いかがでしょうか。

○浜田主査

御質問というか、別途議論すべきだという御意見と認識してよろしいでしょうか。

○島田副主査

はい。登録日本語教師というのは、成人学習者をターゲットにした日本語教育の専門家というのではないのでしょうかという質問です。

○浜田主査

少なくとも今までの議論で日本語教師が成人のみを対象とするという議論は一回もなかったと私自身は思っています。「日本語教育人材の養成・研修の在り方について」の議論から、全ての可能性を含み込んで議論をしてきたと思います。そして恐らく、現場に関わっておられる皆さんもよく御存じだと思いますが、今、類型「留学」が基本の形になっていて、その上に、例えば難民や生活者の教育などがあるように示されておりますが、実は日本語学校での教育の在り方と、生活の日本語や、就労の日本語などは随分違っているので、そこを成人だからといって、一くりにしてしまって本当に良いのかということもあります。

類型ごとにまたワーキンググループを立ち上げるとなると、これまで積み重ねてきた議論をもう一回ゼロからやり直すということになってしまいますので、現実には難しいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○島田副主査

成人学習者の場合の、留学、就労、生活という3分野に関しても、質が異なるということに関しては十分理解しているのですが、ドイツやヨーロッパの例を見ますと、年少者と成人というのは大きく発達段階などが異なるという前提があると思っておりますし、「日本語教育の参照枠」でも別途位置づけられているので、この辺り、登録日本語教員というのは、その垣根を超えた扱いになるということであれば、今議論していることを少し整理する必要があるのではないかと考えます。これはコメントです。以上です。

○浜田主査

ありがとうございます。おっしゃるような同じにはしていないと思っております。あくまでも養成の

段階は共通ということで、そこから初任の段階で、自身のキャリアに合わせて、留学、生活、就労、児童生徒と分けてそれぞれに必要なものを学んでいくということですので、決して全部同じでいいとか、成人だけでできればいいということではないと私自身は認識しています。

○島田副主査

ありがとうございます。

○浜田主査

その関連で、もし何か御意見をお持ちの委員がいらっしゃったらお願いしたいと思いますが、永田委員、お願いいたします。

○永田委員

島田委員の意見の関連です。私は先ほど、学校で教壇実習をするのであれば、例えば一つの可能性として教員免許取得者や、教員免許を取得見込みの者など、要件を申し上げましたが、教員免許というもので縛ろうと思うと、同じ養成段階でもかなり質が違うかとも思います。

そうしますと、考え方として、日本語教育の専門性を持った学校教員というような位置付けになってくるのかと思います。そうすると、養成された人たちをいかに学校教育の現場に入れていくのか、その中で活躍してもらおう仕組みを作っていくのかというのが大事になってくるかと思えます。

もちろんそれは学校教育に限らず、それぞれの分野ごとに、特徴、特性がありますので、今の養成段階の議論や、初任の研修というものも同時に大事になってくると思います。その先との接続、これは昨日の養成のワーキンググループでも議論があったと思うのですが、養成された方々、登録日本語教員の方が出ていく教育現場との接続をどう考えていくかも同時に大事だと今、島田委員のご意見を聴きながら改めて考えました。

○浜田主査

そのほかこの件について何か御意見はございますか。戸田委員、お願いいたします。

○戸田委員

毛受委員からも学校の壁というお話が出ていましたけれども、今回この国家資格というものができるといことであれば、永田委員がおっしゃったように、この資格を持った教員が学校のクラスに入って、サポートだけではなく、主任というような形でも授業ができるような形になったらいいと考えておりますので、この点も是非検討いただきたいと思っております。

○浜田主査

戸田委員、その「主任として」というのは具体的にはどういうことを指しておられますか。

○戸田委員

これまでは教員免許を持った先生方のサポート、補助的な役割を果たしていたと思うのですが、そうではなく、一つのクラスを任されて、企画、運営していくという意味でございます。

○浜田主査

文部科学省から、既に有識者会議の提言がなされていて、当然、特別の教育課程という正規のカリキュラムとして授業を担当していただくためには教員免許状を有している必要があります。それが学校教育の大前提ですけれども、特別な専門性を持った方については、特別非常勤

講師や、特別免許状というようなものを付与して、授業を御担当いただくという制度がございます。文部科学省の有識者会議でも、そういったものを活用いただくことで、必ずしも免許状を持っていない方でも学校教育の場で活躍いただくことができるのではないかと出ていますので、今正に戸田委員がおっしゃってくださったように、そういった制度をより活用していただき、日本語教育の専門性を持った方が、正規の授業を担当していただくということは今後可能性が出てくるのではないかと考えております。

○戸田委員

ありがとうございます。

○浜田主査

西村委員、お願いいたします。

○西村委員

2点ございます。12ページの日本語教員試験に関する点でまず1点です。先日のワーキンググループの中で、記述試験を希望するようなお声もあったように記憶しているのですが、昨年度の有識者会議では記述試験は取り入れない方向で検討が進んでいたと理解しております。その際に、試験は選択式にする代わりに教育実習を充実させていくというやり取りだったと思います。

前回の小委員会の際に、そのつもりで私は発言したのですが、議事録等を拝見すると、記述試験と言うべきところを筆記試験と申し上げていたようでしたので、筆記試験は筆記試験でももちろん今回もあるのですが、記述試験という形態はなくても、教育実習の実践研修のほうで充実させるという方向性だったかと思っていますので、そういう形で今後も進められた方がいいのではないかと、前回の訂正と併せての意見でございます。

もう一点、12ページの下、実践研修を養成講座の途中で実施できるかどうかということをご個人的には心配しております。実践研修の受講資格というのが、養成課程を修了した者及び修了する見込みの者となっているかと思えます。養成講座の内容によりましては、全て最後のところで行うと限られておらず、コースの途中で教育実習を行うということを検討している機関やコースも結構あるのではないかと思います。

今回、教育実習自体、教壇実習で教壇に立つことを2回以上求めるということにもなっていますので、例えば1回教壇実習をやって、その経験を踏まえていろいろと学習を進めた上でもう一度最後にやるということもあり得るかと思えます。そういった場合に、「見込み」をどのように規定していくのか、そういったことに関してもう少し丁寧に拾いながら、教員養成のやり方を狭めないような形で制度設計していただけないかと思いました。

もし事務局で、その辺について方向性の御意見があるようでしたら教えていただけると大変ありがたいです。よろしくお願いいたします。

○浜田主査

御説明の中に、修了見込みをどうするかというお話があったかと思えますが、事務局に御質問ということですか。事務局で何かございますか。

○小林日本語教育推進室長

まず、今の資料自体は、省令で書く話になりますので、このような見込みぐらいしか出していないです。実際にどの段階まで行けば見込みとなるのかについては、実践研修を受けていただくには、一定のことは習得をしてから受けるべきであろうというのは多分、筋論だと思うので、どういう段階まで行くと見込みと言えるかということについては、正に今後の具体的な運用になっ

てくるので、皆様の御意見をよく踏まえながら決めさせていただきたいと。

これは年末までのガイドラインや手引の中で書いていくところかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○浜田主査

ありがとうございます。西村委員、よろしいでしょうか。

○西村委員

承知いたしました。今後、その辺は、現場を踏まえて可能性を広げていただける可能性があるということが分かりましたので、安心いたしました。今後ともよろしく願いいたします。

○浜田主査

ありがとうございます。

松岡委員、続けて戸田委員、お願いいたします。

○松岡委員

先ほどの子供の議論ですけれども、私は、子供の教育現場で実施をすることについては、いいことであると思う一方で、どの実習を受けてきた認定日本語教師なのか分からないという点が少し危惧する点です。成人のほうを一生懸命やって実習までやった方が、国家資格を持っているので子供もできずと言われてしまうと、現場でそごが起る可能性があるのでは、その辺りの整理はつけた方がいいのではないかと危惧が1点です。

それから別件ですが、13ページに移行措置の話が図でA、B、C、D、E、Fと示されていますが、この実践研修の免除という方たちに対して、何らかの講習とかを義務づけるような話があったかと思うのですが、その講習のことについてはどこかに記載されるのでしょうか。これは2点目の質問です。

○浜田主査

1点目については、恐らく学校で採用する際に、例えば実践研修をどこで受けたを尋ねると。登録日本語教員の免許状には書いていないけれども、そういったものを尋ねることで、大人のことしか知らない人が学校に入ってくるということはチェックができると思います。

2点目の講習についての御質問については、事務局から何かございますか。

○小林日本語教育推進室長

講習につきましては、経過措置のEルートの方の考え方や範囲がようやく分かってきたところでもありますので、具体的に何を講習していただくかとか、どのぐらい受けていただくかとか、先ほど資料の中でもございましたけれども、附帯意見も出ていたところでもありますので、その辺りは事務局としても速やかに検討しまして、速やかにお示ししていきたいと思っております。

○松岡委員

検討中ということなので、どういった絵が描かれているのかはできるだけ早くお示しいただければと思います。

○浜田主査

ここ数日でいろいろなことが起こっているということでございます。戸田委員、よろしく願いいたします。

○戸田委員

御意見の中の養成課程の実施方法に関する事で、前回、私が小委員会で、3か月、6か月の研修が短いのではないかという意見を述べました。それについての御意見についてさらに私も述べさせていただきたいのですが、現行の日本語教師の養成段階における教育内容、必須の50項目を見ても、非常に幅広く、必要な知識や技能を身に付けなければならないということがあって、これを実施している420時間の内容を3か月あるいは6か月という短期間で修了するということが果たしてよいのかどうかということを、また本日も述べさせていただきます。

資料の10ページに、通常の受講者が授業時間の2倍に相当する時間を要する学習を授業時間外に行わせるカリキュラム内容になっているかという文言がありますけれども、授業を受けるだけではなく、深めていく、復習をするということをしなければ、未消化のまま日本語教師として活動してしまうのではないかということを懸念しております。

今回、登録日本語教員の資格ルートにあって420時間の修了の方は、基礎試験免除の措置がなされておりますので、養成段階での教育内容をしっかりと御自身が身に付けられるような期間が必要ではないかと考えております。以上でございます。

○浜田主査

非常に重要な御指摘だと思います。具体的に例えばどんな形でこの文言を修正すればよろしいでしょうか。

○戸田委員

全く私見ですが、個人的には1年は掛かると考えております。書き方は難しいかと思いますが、私自身はそのように考えております。

○浜田主査

ありがとうございます。事務局でもう少し表現を工夫していただく余地はございますか。御検討いただければと思います。

そのほか、議題2について何か御意見はございますか。よろしいでしょうか。それでは、議事2につきましては、一旦ここで締め切らせていただきます。

では、議事3に参ります。その他についてということで、令和4年度日本語教育実態調査の結果が取りまとめられ、本日公開されたということですので、事務局から資料の御説明をお願いします。

○齊藤日本語教育調査官

配布資料7「令和4年度日本語教育実態調査 国内の日本語教育の概要」について説明いたします。

初めの4ページは、令和4年度の調査を簡単にまとめましたパンフレットで、5ページ目以降が報告書となっております。

報告書の3ページ一番下に記載がございましたが、調査票の配布数と回収数については、令和4年度配布総数は8,366件に対し、6,048件、回収率72.3%でした。本調査の数値は、日本国内の日本語教育機関を網羅的に調査したのではなく、調査票を配布して御回答いただいた機関の数字となっております。この点を御留意いただければと思います。

パンフレットについて説明いたします。パンフレットの3ページ目、棒グラフと折れ線グラフを組み合わせたものでございますが、国内の日本語教育実施機関・施設等数、日本語教師等の数、日本語学習者数の推移です。令和4年度の全体的な数字につきましては、日本語教育実施機関・施設等数は2,764機関、日本語教師等の数は4万4,030名、日本語学習者数は21万9,

808名で、いずれも令和3年度より増加しております。特に日本語学習者数の増加が顕著で、これは主に新型コロナウイルス感染拡大による入国制限の緩和によるものと思われます。

コロナ前の令和元年度と比較すると、日本語教育実施機関・施設等については、令和元年度を上回っているものの、日本語教師等の数ならびに日本語学習者数は、コロナ前の令和元年度に達していません。

5ページ目以降が、令和4年度の詳しい調査内容でございます。5ページから14ページと23ページは、日本語教育実施機関・施設等、日本語教師等の数、日本語学習者数、それぞれについての結果をまとめております。15ページから20ページは、都道府県別の結果をまとめたものとなっております。

20ページ、日本語教室がある地方公共団体の数の推移です。数値は、令和2年度から令和4年度にわたって、日本全体の地方公共団体の中で日本語教室がある地方公共団体の数と割合を示したもので、毎年度増加、つまり空白地域は年度ごとに減少してきていることを示しております。

23ページでございますが、国・地域別の日本語学習者数で、令和3年度との比較で、特にネパールが4,291人から2万5,721人と大きく増加しております。

24ページからは、日本語教師等の養成・研修についてです。養成・研修課程や科目等を設置している機関や施設は、令和3年度と比較して増えておりますが、教師等の数は増加。受講者数は令和3年度、3万591人と比べ、2万8,648名と減少しております。日本語教育コーディネーターについては、配置している機関・施設等数、コーディネーター数ともに、令和3年度と比較して増えております。

令和5年度につきましても、本調査の実施を予定しております。

以上です。

○浜田主査

ありがとうございます。ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等があれば、お知らせいただきたいと思います。いかがでしょうか。

用意いたしました議事は全て終了いたしました。全体に何か御意見等ございましたら、お願いしたいと思います。

松岡委員、お願いいたします。

○松岡委員

先ほど言いそびれたのですが、小規模の教員養成課程副専攻では、お示しいただいた教師の要件を満たすのはなかなか難しそうだという話をここ最近耳にする機会が多くなりました。まだ検討中の部分もあると思うのですが、実態を少し詳しく調べていただいて、養成課程が少なくなってしまうような事態に陥らないように御配慮いただければというのがお願いでございます。

それからもう一点、先ほど調査の結果をお示しいただいたのですが、空白地域について、調査の把握の手法として、どこに日本語教育の機会があるかないかということ进行调查するのは意味があると思うのですが、それだけを目指して施策を進めるのは問題があると思います。例えば岩手県の場合、今、県の国際交流協会がオンラインの教室を始めておられて、そういったところで、教室はないが、学習の機会の提供というのがかなり幅広になったという現状もありますので、その学習機会をどのように捉えるかということについても、いろいろな検討をしていただきたいと思います。お願いでございます。以上です。

○浜田主査

非常に貴重な御指摘だと思います。具体的に例えば小規模の養成機関について、こんなところは特に気をつけてほしいということがありましたら、是非教えていただけたらと思うのですが、

いかがでしょう。

○松岡委員

要件の「日本語教育の」というところと、「日本語の主たる担当」というところの考え方が、文面どおりに取ると1人しかいないところが結構多いということがあります。そこをどのように捉えられるのか、具体的に例えば50の必須項目の科目について関わっているだけだと駄目だという話があったので、例えば大学のカリキュラムを組むときに、編成チームに入って深く関わっている者であるとか、そういった何かがあるといいのではないかと感じています。

○浜田主査

ありがとうございます。事務局に文言をお任せするということでよろしいですか。

そのほか何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは、本日の議事はここまでとさせていただきます。事務局にお戻しいたします。連絡事項等をお願いしたいと思います。

○増田日本語教育調査官

本日も御審議ありがとうございました。次回の第121回日本語教育小委員会は、9月19日火曜日13時から開催予定です。また、第3回の認定日本語教育機関の認定基準等の検討に関するワーキンググループは、8月29日火曜日15時から、第3回登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録手続等の検討に関するワーキンググループは8月30日水曜日10時から開催を予定しております。第3回日本語教育の参照枠（補遺版）の検討に関するワーキンググループは9月15日金曜日15時から開催となっております。御出席くださいますようお願いいたします。

○浜田主査

ありがとうございました。委員の皆様、よろしいでしょうか。

それでは、これもちまして第120回日本語教育小委員会を閉会させていただきます。皆様、どうもありがとうございました。